

# 全佛通信

二月号  
発行所  
財団法人  
全日本仏教会  
東京都中央区築地  
三ノ一（本願寺内）  
電話 〇三三三  
振替東京 三三三〇〇  
発行人 阿部竜伝  
編集者 伊東堅純  
印刷所 ルビニ社

## 一 東京オリンピック協賛 近づく第12回全日本仏教徒会議

6月1・2日 静岡市で開催

既に一部発表いたしました。今年度第十二回全日本仏教徒会議は六月一日、二日（二日間）静岡市において開催されることが決定いたしましたので、いづれ要項をもって明細は御手もとに配布いたしますが、とりあえず概略を左記のように発表いたします。

一、本年度大会を「東京オリンピック協賛運動」の一環とする。

二、日時、場所  
六月一日、二日（二日間）  
静岡市駿府会館

（一部既報 開催日を六月四、五日とありましたのは右のように変更になりましたので御諒承願います）

三、参加人員 五千名を目標として計画を進めておりますので、御協力を願います。

四、参加費 一千元（全仏に現金をそえて申込むこと）

五、宿泊、観光  
この件については地元大会事務



（写真）部会場にあてられる静岡市公会堂

局において一切の御世話を願うことになっておりますので、申込みはその方（静岡市井ノ宮、瑞竜寺内全日本仏教徒会議静岡大会事務局）にお願いいたします。

- 1、宿泊費 一八〇〇円（予定）
  - 2、観光
  - A コース（静岡市内及清水市附近名所めぐり、バス四時間）料金五〇〇円
  - B コース（箱根、富士五湖巡り、一泊二日）料金三、四〇〇円
  - C コース（箱根、伊豆一周）一泊二日、料金三、五〇〇円
  - D コース（一泊、浜名湖巡り）
- 六、申込期日  
参加、及び宿泊観光の申込みは切りは四月末日といたしますので、期日を厳守して下さい。
- 七、部会運営について  
本年度は、例年のマンネリズムを打破して、新機軸を出したいと苦心しているが、本年は特に部会運営に大会のポイントをおく予定である。
- 1、編成 五部会とし特に主要

- 議題（本部提案）を設定せず部会毎に議案を設ける。
- 2、部会
  - 第一部会 組織、文化両局の担当事務に関するものを議案として検討する。
  - 第二部会 国策、総務両局担当の事務に関し議案を設定し討議する。
  - 第三部会 婦人会とし、全日仏婦が担当して運営する
  - 第四部会 青年部会、宗派仏青・全日仏青を中心に運営する。
  - 第五部会 在家檀信徒部会とし、地元県仏が担当して、本大会を契機として檀信徒の団結を計る。
- 八、日程概要  
第一日（六月一日）  
受付八、〇〇、開会式九、〇〇、総会一〇、〇〇、休憩昼食一二、〇〇、部会一、〇〇、四、〇〇（三時間）  
第二日（六月二日）  
総会九、〇〇、閉会一〇、三〇、アトラクション（キングレコード専属歌手による東京オリンピック音頭、舞踊等）終了一一、三〇、引続き地元県仏主催によるレセプションパーティー、観光出発午後二、〇〇 以上

なお、第一、第二部会の運営については、全仏専門委員会を夫々部会に配置して助言を依頼し、農地墓地、税金及び宗教法人等の寺院權益問題等は、青少年対策、仏教保育、婦人会運動、社会福祉、更生保護、マスコミ対策、更に平和問題、政治経済文化等の諸問題について討議する予定である。

### 活発な意見開陳

各専門委員会開かる

全仏の各種専門委員会（総務、組織、国際、文化）は、一月十六日午前十時三十分から東京築地本願寺において一勢に開催された。

#### 総務専門委員会

同委員会は特別室で定刻に開会され、「財団基金の拡充」について諮問した結果、各委員より活発な意見の開陳があったが、結局次回までに各委員が更に研究することになり、正午すぎ閉会となった。出席委員は、吉本道観、神野真一、下宮高俊、井上恵行、松村寿頭、山本芳尊、吉井浄仙、木村智広の各委員（敬称略）

#### 組織専門委員会

組織専門委員会は、第一控室において開催された。今回の委員会は、主として、今年度第十二回全仏会議に関する諮問が中心議題であるため、特に今年度大会開催地である静岡県より、県会長松村寿頭師を始め、静岡市仏会長浅井井宗師及び同県仏の財務担当の野上達雄師の三師が特に遠路を参加され活発に意見が開陳された。当日出席委員と諮問事項は次の通りである。

出席者、栗本俊道（委員長） 大河内隆弘、熊野竜夫、船口暉子、能登有兆、関岡賢一、北美孝道、狩野獲麟、白川良純、北之内真竜、吉田敬直、小宮勝憲、古屋道雄、石上慈敬、久保壺太清、椎谷健、松村寿頭、浅井井宗、野上達雄、桜井秀雄（以上二十名）

先づ、栗本委員長の挨拶によって開始され主議題たる第十二回静岡大会について、既定の事項、即ち

- 一、期日 昭和十九年六月一日、二日(二日間)
- 二、会場 静岡市(駿府会館)
- 三、参加者 五千名(予定)など

について当局より報告があり、この時開催地静岡市仏会長浅井弘宗野上達雄両師の紹介があり、両師が立って挨拶をされた。

その後、当局より、今年度の大会をマンネリズムから脱皮するために、特に議案と部会の運営について新機軸を打出せうという意図のもとに考究された当局案が、諮問事項として上程された。即ち、全仏大会は、各宗派団体間の融和親睦を計ることが従来目的のように考えられていたが、これでは無意味であるので、それにはどうして、大会の中心問題を部会の運営即ち、議案の審議検討ということにおかなければならない。そのために、議案の募集、選審査といたることをもつと真剣に取扱わなければならない。そして大会当日の部会においても、もっと効率的な運営を計って行く、という趣旨のもので、従って、全仏の専門委員の各位も助言者として全員出席して頂くことにしたら、より一層内容あるものとなるのではないかといいことであつたが、これは全員の賛成をもって了承された。

又、今年度の部会数は大体四部会となる予定で、この中で、青年部会と婦人部会とが夫々独自の二部会を構成することになる予定である。

以上大会運営については、一月

二十日、静岡市で県仏の常務理事会が開かれるので、細部に関してはその節決定される。

又、この他組織局において担当している權益問題について諮問が行われたが、委員会としては墓地問題、農地問題、仏教保育事業、更生保護、民生福祉事業等の問題、又、オリンピック大会における仏教界の協力体制などについて、全仏当局より諮問があれば、いつでも答申を出す用意があることを栗本委員長より発言され、正午閉会した。

### 国際専門委員会

国際専門委員会は特別室で開催され、次の議案について諮問した

- 一、オリンピック東京大会に対する対策について
- 二、東南アジア各国訪問日本仏教親善使節団の件、(第七回世界仏教徒会議と関連)
- 三、アジア救済運動に関する件
- 四、在外宗教施設返還運動の件
- 五、その他

まづ中山局長挨拶について、正副委員長欠席のため、小谷徳水委員が座長となり、各議案については事務当局より説明がなされた。

第一号議案については井上委員より特別にオリンピック大会を受け入れ、まとめるような委員会を全仏内に設置すべきであるという意見が出された。結局、各宗派で出版している英文ガイドブック如きものを一つに編集し出版することに意見の一致を見つけた。

第二号議案については、中山局長より、タイWFB本部の意向や印度でラダクリシュナン大統領、

ネール首相に面談した模様の報告があり、次いで、当局案として、毎年正月に印度仏跡巡拝を含めた各国WFA訪問行事を定例行事としたことと提出され夫々了承された

第三号議案について中山局長より説明があり、この募金方法としては宗派を対象とせず、仏教系学校生徒にお願いしたいと述べ原案通り了承された。

第四号議案について柳部長より説明し了承され、返還される資産の一部を全仏の運動資金にする様努力されたいと要望があり異議なく通過した。

その他の件では、ダンマパーラ生誕百年記念祭の件、日本文化会議開催の件、鑑真和上逝世一千二百年祭の件、南越問題の件について当局側から報告があり夫々了承された。

最後に副委員長一名が欠員となっていたが、小谷徳水委員が万場一致推薦された。

出席者は、小谷徳水、壬生照順、井上真六、岡野貴美子(代)、五島行宣、橋本照隆、今井大彰、阪口拓郎、赤松常子(代)、山田一真の各委員、中山局長、柳部長、鎌田主事(敬称略)

### 文化専門委員会

第四回委員会は仏教学院教室にて開催し諮問議案の協議を行った

白山亮一、伊藤道機、真溪義真、伊藤完夫、榎藤円立、西沢はる、大島忠雄、内山憲尚、塩入亮達、摩尼清之、麻布総長、岩野局長、別所部長、小瀬川主事

今回の諮問議案は従来より継続審議を行って居たものの中で実施の段階に至った地域仏教会の研修

会に関するものにつき意見の交換を行い、次いで日本仏教文化会議の組織化に就ては、その性格等を検討し決議機関に提案することに、次に、次の団地布教の具体策については、仏壇安置案、アンケート団地向け教化資料の作成案等種々具体案について論議され、結局主査を依頼して、更に研究を重ねることと決定し閉会した。

なお全体委員会は昼食ののち、午後十二時三十分より第一控室において開催され、総務専門委員会は吉本道親委員が委員長代行、組織専門委員会は栗本俊道委員長が、国際専門委員会は小谷徳水委員が委員長代行で、文化専門委員会は真溪義貫副委員長が夫々各専門委員会の経過を報告し了承を得た。

終つて、「東京オリンピック大会について」と題する講演が、文部省オリンピック課体育官の中島茂氏を招いて行われ、千載一遇のこの大会を成功させるために宗教界特に仏教界としても努力することを誓い合い、午後二時閉会した

第一回地域仏教会と研修会

文化専門委員会にて議題として取り上げられ充分審議された仏教者の社会活動に就て、先づ第一回を東京港区の麻布仏教会に於て実施し、次いで毎月一回宛永続的の実施を可決し、第一回を左記の通り実施、出席寺院住職よりの活潑なる発言あり誠に有意義に閉会した

一、一月十八日(土) 午後三時より

一、於麻布山元町 善福寺  
一、出席寺院住職(各宗各派四十二師)  
一、全仏側出席、岩野文化局長以

下七名

- 一、議題①經典の簡素化について
- ②全一的仏教界統合問題
- ③全日本仏教徒会議決議事項の処理に就いて

猶東京仏教団からも陣野事務局長の出席あり、強力に協力するの発言があり、有意義に実施された。

### ビルマ戦跡巡拝団

水島團長ら十五名が出発

第二次大戦の最大の修羅場であったビルマでは、多数の旧日本軍将兵をはじめ、現地人が犠牲となつたが、特に九州出身の犠牲兵士は最も多く、その遺族が中心となつて、このほどビルマの旧戦跡を巡拝し併せて仏教による両国の友好増進に寄与したいと云う趣旨で、ビルマへ巡拝団を組織して出発する事になった。

ビルマ方面戦跡巡拝団の団長として行かれる人は水島劍城師(福岡市東区粕町、曹洞宗光明寺住職)で、来る二月下旬に空路東京国際空港より出発し、約十五日間ラングーン、マンダレーをはじめ各地の戦跡を行脚して各所で慰霊法要を行い、弔慰の旅をつづけて来ると云う。一行は全部で十五名で、主として遺族代表であるが、かつて同地で戦つた市原了氏も一行に加わって行くことになっている。

水島團長と市原氏は過日全仏事務局を訪れ、訪緬の挨拶をなしたが、同国際局ではビルマ国ラングーン市のビルマ仏教会(ブツダササナカウシル)のウイトーダ比丘に取急ぎ便宜供与方の電報を送つた。なお一行は三月月上旬に帰国する予定。

一、議題①經典の簡素化について

②全一的仏教界統合問題

③全日本仏教徒会議決議事項の処理に就いて

猶東京仏教団からも陣野事務局長の出席あり、強力に協力するの発言があり、有意義に実施された。

# 全仏常務理事、理事、評議員会開く 昭和39年度予算を決定

## 積極的新事業計画も承認

全仏常務理事会は、一月二十三日午前十時二十分より十一時五十分迄互に東京築地本願寺来賓室で開催され左の議案について協議した。

### 議案

- 一、昭和三十九年度財団法人全日本仏教会歳入歳出予算一部変更につき承認を求めると
- 二、日蓮聖人門下連合会よりの「全日本仏教会発行創価学会の批判的解明」に関する見解について
- 三、「推薦役員の交替について」浄土宗々務総長よりの申入れについて
- 四、第十二回全日本仏教徒会議開大会の開催について

議長に訓誦理事長就く、第一号議案が上提され、伊東総務部長が説明し、異議なく承認された。次いで第二号議案が上提され、二の宮組織局長が経過を説明したが、金子常務理事が日蓮宗の立場を説明し、結局日蓮聖人門下連合会側と安居香山氏と話し合ひ了解点を求めることに決した。次いで第三号議案が上提されたが、事務上の手続きを明確にした上で再検討することと保留とし、次回に審議することに決した。第四号議案については組織部長が説明し原案を了承したが、細部に亘っては担当局と話し合うことに了承された。なお追加議案の「日本仏教文化会議組織化について」は時間の都合上

未審議となった。出席常務理事は訓誦信雄、金子弁浄、阿部竜伝、二の宮清海、田丸道忍、金剛秀一、上野頼栄、太田淳昭、中山理々、来馬道断、清田寂坦(代)、小林大蔵(代)、山本杉、平林宥高、岩野真雄(順不同敬称略)署名委員は田丸道忍、来馬道断両師。

次いで評議員会は同日午前十一時より築地本願寺第一控室で開催され、次の議案について協議し夫々承認を得た。

### 議案

- 一、加盟団体の負担金に関する規定の一部変更につき承認を求めると
- 二、昭和39年度財団法人全日本仏教会事業計画につき承認を求めると
- 三、昭和39年度財団法人全日本仏教会歳入歳出予算につき承認を求めると

議長に安藤寿雄氏(新潟県仏会長)が就き第一号議案が上程され総務部長が説明し、原案通り、次の通り承認可決を見た。

即ち、宗派欄の負担金額の「包括寺院一ヶ寺につき60円」とあるのを「……百円」、「均等割五千人」とあるのを「……八千人」に改め、及び宗派、都道府県仏教会並びに各種団体欄の「賛助金理事一人につき一万円」とあるのを「……二万円」に改める。

各宗派特別負担金額を次のように改める。

曹洞宗五十万円、浄土真宗本願寺派五十万円、真宗大谷派五十万円、浄土宗二十万円、和宗十五万円、聖観音宗十五万円、孝道教団十五万円、日蓮宗十万円、高野山真言宗十万円、臨済宗妙心寺派十万円、天台宗六万円、真言宗豊山派六万円、真言宗智山派六万円」とあるのを「……二十万円」と改める。

### 付則

この変更規程は昭和39年4月1日から実施する。以上

次いで第二号、第三号議案が一括上程審議されたが、各局部長が夫々説明をなし、別掲のとおり承認決定を見た。出席評議員は、安藤寿雄師以下八十四名(含委任)

暫時休憩の後、午後一時より理事會が同所で開催され、上記三議案について協議が行われ、夫々異議なく承認決定を見た。

訓誦理事長が議長席につき第一号議案より順次に括審議に付され活発な質疑応答があったが、原案通り可決された。出席理事は訓誦信雄、蒲池繁、岡野敏重、宮前鳳洲、五辻実策、末広愛邦、金剛秀一、安藤寿雄、阿部竜伝、二の宮清海、金子弁浄、太田淳昭、上野頼栄、中山理々、岡野正道、来馬道断、岩野真雄、塚原徳広、山本杉松、本徳明、清田寂坦(代)、高橋隆天(代)、田丸道忍、倉持秀峰(代)、小林大蔵(代)の諸師、(順不同敬称略)なお署名委員は蒲池繁、上野頼栄の両理事

ケネディ故大統領への弔意に

米 国 更 加 禮 電

昨年十一月末、非業の死を遂げ

たケネディ故大統領に対して全仏からも弔電が打たれたが、このほど米國務省より駐日米國大使を通じて次のような入電があった。

故大統領に対する貴會の思慮深き弔意に対し、茲に深甚なる謝意を表明いたします。

日本國民の深い同情の念は、かの悲しい期間の中で最も力強い源泉でありました。

十二月十九日 ロヂヤー 拜具 ヒルスマン

全日本仏教会御中

### 南ベトナム事件

#### 留學比丘から礼状

昨年度における十大事件の一つに数えとれる「南ベトナム事件」は、クーデターの成功により、南仏教徒のガンであったゴ政権は完全に潰え去り、再び南越全土の仏教徒の頭上に平和がよみがえったのであるが、昭和三十六年春からずっと東京文京区の東洋大学大学院に南越留學生として勉學にいそんでいる、釈満寛比丘(ティック・マンザク師)から、このほど次のようなお礼状が全仏國際局へ寄せられた。

日本仏教徒の皆様へ

旧年の五月から五ヶ月の間に、皆様は日本の報道機関(ラジオ、テレビ、新聞等)を通じて、南ベトナムでゴ政権が仏教徒を弾圧し迫害した事件をよく御承知のことと思ひますが、それだけでなく、報道界、宗教、政治と一般國民までもゴ政権を非難し、言論から行動まで展開し、ゴ政権に宗教差別的政策を停止するように要求したことがありました。日本國民の中

### 台湾へ地震の見舞

過般中華民國台湾の台中、台南方面で強度の地震がおこり、人畜建造物等に多大の災害があった様に報ぜられたが、全仏では直ちに局内會議において協議した結果、見舞状を中国仏教会の白聖理事長へ送ることに決定し、高階会長名にて丁寧なる見舞状を送った。

全ベトナム仏教協會留學生  
東洋大学大学院在学中  
釈 満 寛  
(原文のまま)

昭和39年度財団法人全日本仏教会歳入歳出予算

歳 入

1. 金12,675,000円也 歳入予算高

歳 出

1. 金12,675,000円也 歳出予算高

歳入歳出差引残金なし

昭和39年度財団法人全日本仏教会歳入歳出予算

歳 入

| 科 目        | 予 算 額       | 前年度予算額     | 比 較          |
|------------|-------------|------------|--------------|
| 款 項 目      |             |            | ○増 △減        |
| 1. 負担金     | 11,910,000円 | 7,380,000円 | ○ 4,530,000円 |
| 1. 各宗派負担金  | 10,620,000  | 6,280,000  | ○ 4,340,000  |
| 2. 各団体負担金  | 1,290,000   | 1,100,000  | ○ 190,000    |
| 2. 寄付金     | 220,000     | 400,000    | △ 180,000    |
| 3. 未納徴収金   | 100,000     | 500,000    | △ 400,000    |
| 4. 基金実入金   | 35,000      | 35,000     | ○ 0          |
| 5. 雑収      | 400,000     | 300,000    | ○ 100,000    |
| 6. 特別会計繰入金 | 10,000      | 50,000     | △ 40,000     |
| 歳 入 計      | 12,675,000  | 9,265,000  | ○ 3,410,000  |

歳 出

| 科 目           | 予 算 額      | 前年度予算額     | 比 較          |
|---------------|------------|------------|--------------|
| 款 項 目         |            |            | ○増 △減        |
| 1. 事務総局費      | 7,064,000円 | 5,244,000円 | ○ 1,820,000円 |
| 1. 人件費        | 4,714,000  | 3,034,000  | ○ 1,680,000  |
| 1. 職員俸給       | 3,330,000  | 1,982,000  | ○ 1,348,000  |
| 2. 諸厚生費       | 1,084,000  | 832,000    | ○ 252,000    |
| 3. 厚生費        | 200,000    | 170,000    | ○ 30,000     |
| 4. 退職積立金      | 100,000    | 50,000     | ○ 50,000     |
| 2. 事務費        | 1,050,000  | 1,110,000  | △ 60,000     |
| 1. 借館借室費      | 300,000    | 300,000    | ○ 0          |
| 2. 通信費        | 400,000    | 400,000    | ○ 0          |
| 3. 消耗費        | 50,000     | 50,000     | ○ 0          |
| 4. 光熱費        | 20,000     | 20,000     | ○ 0          |
| 5. 備品費        | 100,000    | 170,000    | △ 70,000     |
| 6. 印刷費        | 150,000    | 150,000    | ○ 0          |
| 7. 雑費         | 30,000     | 20,000     | ○ 10,000     |
| 3. 旅費         | 700,000    | 500,000    | ○ 200,000    |
| 4. 関西事務局費     | 600,000    | 600,000    | ○ 0          |
| 2. 総務局費       | 1,711,000  | 1,591,000  | ○ 120,000    |
| 1. 会議費        | 741,000    | 741,000    | ○ 0          |
| 1. 理事会費       | 81,000     | 81,000     | ○ 0          |
| 2. 評議員会費      | 110,000    | 110,000    | ○ 0          |
| 3. 各種委員会費     | 200,000    | 200,000    | ○ 0          |
| 4. 会議費        | 350,000    | 350,000    | ○ 0          |
| 2. 共通事項弁費     | 220,000    | 220,000    | ○ 0          |
| 3. 調査研究費      | 200,000    | 200,000    | ○ 0          |
| 4. 資料作成費      | 150,000    | 130,000    | ○ 20,000     |
| 5. 渉外費        | 400,000    | 300,000    | ○ 100,000    |
| 3. 組織局費       | 2,150,000  | 1,540,000  | ○ 610,000    |
| 1. 組織強化費      | 1,150,000  | 750,000    | ○ 400,000    |
| 1. 組織強化費      | 550,000    | 250,000    | ○ 300,000    |
| 2. 国内仏教徒会議費   | 600,000    | 500,000    | ○ 100,000    |
| 2. 時局対策費      | 450,000    | 360,000    | ○ 90,000     |
| 3. 弘報費        | 550,000    | 430,000    | ○ 120,000    |
| 1. 機関紙発行費     | 450,000    | 380,000    | ○ 70,000     |
| 2. 宣伝・報道費     | 100,000    | 50,000     | ○ 50,000     |
| 4. 文化局費       | 700,000    | 280,000    | ○ 420,000    |
| 1. 文化会議費      | 200,000    | 100,000    | ○ 100,000    |
| 2. 教化費        | 500,000    | 180,000    | ○ 320,000    |
| 1. 講習会費       | 150,000    | 100,000    | ○ 50,000     |
| 2. 教化諸費       | 350,000    | 80,000     | ○ 270,000    |
| 5. 国際局費       | 760,000    | 500,000    | ○ 260,000    |
| 1. 国際運動費      | 760,000    | 500,000    | ○ 260,000    |
| 1. 海外仏教使節接待費  | 300,000    | 170,000    | ○ 130,000    |
| 2. 世界仏教徒文化交流費 | 160,000    | 100,000    | ○ 60,000     |
| 3. 国際仏教運動費    | 300,000    | 230,000    | ○ 70,000     |
| 6. 雑費         | 77,000     | 50,000     | ○ 27,000     |
| 7. 予備費        | 213,000    | 60,000     | ○ 153,000    |
| 歳 出 計         | 12,675,000 | 9,265,000  | ○ 3,410,000  |

昭和卅九年度

### 全仏事業計画

#### 総務局

##### 1、財団基金の拡充対策

昭和三十三年八月二十三日設立当初より、本財団の基金は、五拾万円を現有しているに過ぎない。

由來、財団は、基金果実によつて事業を經營するのが本来のあり方であるけれども、本財団の使命が時代即応の必要度をませば増す程、この点のうらみをなしとしない。従つて、昭和三十九年度上半期に於て基金拡充の諸施策を樹立し、下半期より実動に入るよう全仏機関を総動員する計画である。

#### 組織局

1、第十二回全日本仏教徒会議（静岡大会）の開催  
昭和三十一年六月一日、二日に亘り、静岡市に於て会同者五、〇〇〇名を目標とする大会を実施する。

##### 2、組織強化対策

(1) 北海道地区の組織化のため、市仏単位に本会加盟勧誘を実施する。文化局に於ける文化会議或いは講習会開催の企画に並行し、関連性を保ちながら組織づくりにつとめる。

(2) 既に組織化を完了された地区に対しても、実質的に充実を図るべく凡ゆる措置をこころずる。

(3) 機関誌「全仏通信」を充実させ、配布方針をも検討し、加

えて組織の実態を調査する等該紙を以て本会のより有効な意志伝達路線としての効果を樹立する。

3、墓地・農地・保育事業および社会福祉事業等寺院共通の權益擁護対策。

(1) 特に多年の懸案である墓地問題については、可動的に行政訴訟に全力を傾注し、本会の主張する權益確保のため法廷闘争を行う。他面、該問題の政治的解決を図るためにも国会対策等の措置を計画実施する。

(2) 緊急に提起される各種の寺院權益問題について、常時前向き姿勢にて対処していく。特に本年度はオリンピック開催年であり、これに随伴せる諸問題についても現段階に於ける組織力に應じた運動を展開していく。

#### 文化局

4、以上各項の事業実施に伴う広報も遅滞なく遂行する。

本局は昭和三十八年九月一日開催の評議員会に於いて、寄付行為の一部を変更して新設された局であつて、所掌事務の主たるものは仏教文化の興隆と教化活動の企画推進をはかり、仏教運動の全一性を強化するにある。

##### 1、仏教文化の興隆策

(1) 各地域文化人を中心として、文化会議を開催し、同一テーマについて研究討議し運動方向を決定する。本年度開催予定地は、金沢市・仙台市・京都府である。

(2) 同会上会議の強化のために、仏

教化文化人の組織結成をはかり全一的仏教活動の推進をはかる。(全国各地域における代表者並びに推進者の組織化)

##### (3) オリニピックに於ける文化活動

動は国際局との連絡提携によつて実施する。

##### A、国際文化会議の開催

この件については、特に日米文化会議の開催の可能性が考えられるが、具体化したときは、予算は別途に考究するものとする。

##### B、日本仏教紹介の印刷物の作成

C、仏教宝物展に対する協力  
各本山に於いて計画中のものに対し協力する。

##### 2、仏教芸術の興隆に対する協力

各般に亘る仏教芸術の興隆に協力する。

##### (1) 現代仏教芸術院展（昭和三十一年中、於大阪三越）に対する協賛

##### (2) 仏教音楽振興に対する後援、成道会音楽会に対する後援

##### (3) その他

4、教化資料の作成  
かねて文化専門委員会に於いて研究討議中の、仏教徒憲章・新仏教教本・実践要項等の教化資料並びに指導書についてはその刊行を計画しつつ、原稿作成にあたる。

##### 4、四教化活動に資する講習会の開催

(1) 本年度の講習会は、北海道に於いて開催の予定である。

組織局と連絡提携の上、組織の強化をも考慮して実施する具体案は現地と連絡の上決定する。

(2) 縮少地域に於ける研修会の開催

都道府県仏教会との連絡強化と教化活動振興のため教化、時局等の諸問題につき研修会の開催を推進し、並びに講師を派遣する。

#### 国際局

##### 1、オリニピック東京大会に対する対策

(1) 日本仏教紹介の權威あるパンフレット如きものを、文化局と共同或いは協力を得て作成し、主として来日する仏教国選手団に配布する。

##### (2) 本会に贈呈されたる各種仏像等を、然るべき場所（例えば築地本願寺本堂）に安置し、選手団の礼拝対象とする。

2、南ベトナム仏教徒救援対策  
クーデター成功により救援対策も変つて来ているが、寺院等の破壊されたものも数多いので、仏具等を募集し、日本仏教徒より見舞品として、サイゴン駐在の日本大使館を通じて、ベトナム仏教総会宛に贈呈したい。

3、第七回世界仏教徒会議に参加  
WF B T A I本部側では、非公式に第七回大会をインドに開催の意志表示をしているので、これが実現されれば日本代表を現地に派遣し、同時に本年九月以降インドを中心で開催されるダンマパーラー〇〇年祭にも参加し併せて仏跡巡拝を行つて行く。

4、インド教ライ運動に対する協力  
インドアグラ市近郊に設立予定のライ病院建設資金募集を、主として仏教系学校生徒を対象として行う。

5、東南アジア各国訪問日本仏教親善使節団の派遣

第三項と同調することも考えられるが、一応別個に考へて、三名程度の使節団を、原則として全仏加盟団体より募り冗費はぶき、權威ある代表を派遣したい。実施要項は次の通りである。

1、訪問時期 昭和三十一年十一月月中旬より一か月間

2、訪問先 ホンコン三日、バンコック三日、ラングリン三日、インド十四日

コロンボ三日、マニラ經由台湾二日

6、国際仏教運動の積極的展開

(1) 来日各国仏教徒の歓迎接待

(2) 在外各宗開教本部との連絡提携

(3) 在外宗教施設返還運動の展開

(4) 海外仏教徒への布教伝道資料の配布

(5) 鑑真和上遺徳奉賛行事に協力

中国京劇開演案内

中国には約五百種にのぼる伝統劇があるが、その頂点に立っている京劇が、一月二十九日から主として東京文化会館で開演されるが、日中文化交流協会（中島健蔵理事長）では特に仏教界の方々に二割引きで取扱つてくれる由であるので観覧になりたい方は、日中文化交流協会あてに電話で申込みされた（代表）なお京劇の日程は次の通り。

一月二十九日、三十、三十一日

二月一、二、七、八、九日開演

されるが、二月七日は新宿厚生

年金ホールで行われる。

# 悲惨な三池炭鉱 爆発現場で読経

## 全仏蒲池理事らが訪問

昨年十一月九日突然の大音響と共に爆発を起した三井鉱山三池炭業所の炭じん爆発は、二〇四、八〇三人を有する大牟田市民を一瞬のうちに悲嘆のどん底に突落した。あれから六七日(四十二日)を経た十二月二十一日、未だ災害の夢さめやらぬ大牟田市を、全日本仏教会を代表して理事の蒲池繁氏と大牟田市仏教会深谷義彦氏が訪問、三池炭業所本社をはじめ、鉱業所病院などを見舞った。

午前九時十分一行が降りたった西鉄大牟田駅は、一昨十九日完成したばかりの新駅舎で、悲嘆に鎮む市民とは反対に真新しいクリーム色のモダンな姿が皮肉な様相を呈していた。一見平穩無事に見える市民の動き、商店街の姿にも歳暮の瀨のあわたしさを感ずるが、その中には四五八人の死者と今なお病床生活を続ける二八五人の被害者に対する同情と憐れみの感情が敏感に身を刺す。

最初に訪れた三井鉱山三池炭業所本社には、東京三井鉱山本社における三井三池炭の生産再開をめぐる争議応援の意味から、約二百名の旧労組員が座り込みを続けていた。この座り込みは夜も続き組合員は毛布弁当持ちと云う。ただここで注目を要する点は、この争議参加者の全てが旧来の労働組合即ち三池炭業労働組合のみであると云うことで、これに対する

新労働組合員は、爆発後の整理改修、その他保安管理のため出社仕事を続けている。先般の三池炭業合同葬儀をはじめ、あらゆる点で対立を続けて来た新労組、労組の態度が今度の重大事故の目に見える



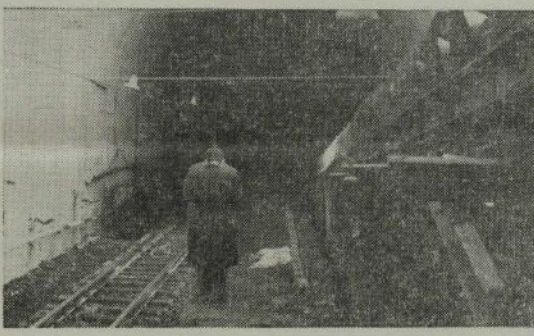
三池炭業所での会談  
(左から深谷義彦、(中)総務課長蒲池繁、田中庶務係長

原因としての大衆の間にクロウズアップされている。「和を以って貴しとなす」と語られた聖徳太子の名言が痛切に感ぜられますと関係者の一人が語っていた。

三池炭業所総務部中健治総務課長の案内で一行は総務部を訪れ、

総務部外本武夫総務部長、総務課田中雅夫庶務係長と会談、全日本仏教会訓導理事長代理として蒲池繁氏が見舞の言葉をのべ、見舞金を手渡した。その後爆発現場三池坑を視察したが、坑口に残された無惨な姿のトロッコが大爆発の脅威を物語り、まだ香ばしい匂を漂わせる花輪、真新しい坑口の鉄骨が被害者達の哀しみを表わすように見舞客の頭を思わず知らずの中に垂れさせた。

蒲池、深谷両代表は事故現場物の三池坑口に立ち、突然の爆発で親子兄弟との別れの言葉も交えず、ただ苦しみもがき乍ら命を断つた数百人の霊に向って偈文を誦誦、これを見守る中課長の目が心なしかうるんでいるようだった。



三池炭業所にて読経

事故による患者を収容している三井三池炭業所病院(藤瀬長生院長)には、未だ開病生活を続ける被

災者が二百人、大牟田市内の各開業医に七十名、重症患者として十五名が九州大学付属病院、久留米大学付属病院に夫々入院し、久留米藤瀬炭業所病院院長は患者の治療が一段落つき市内の開業医にお礼まわりの最中で、一行は吉川副院長と面会した。連日夜を徹しての看病、治療で病院関係者の顔には疲労の色があり、と浮び、ここでも大爆発の及ぼした被害の大きさをうかがうことが出来た。こうして、二時間に亘り各地を視察、見舞った蒲池、深谷の両氏は爆発事故の大きさを今更ながらに痛感し、唯々驚愕の言葉を発するのみであった。

### 加教の尼僧迎え

#### 南越問題報告会開かる

全仏主催の「南ベトナム問題の報告と今後の課題」と題する講演会は一月十四日午後五時半より、東京神田の学生会館二階ホールで藤沢ミツノ学園々長大橋イグナチア加教尼を迎え、中山全仏国際局長の婦朝報告と共に盛大に開催された。当日は全仏各役員をはじめ日本仏教鑽仰会員、加教関係者など百三十名が出席した。

会は柳全仏国際部長の司会にはじまり、次いで三婦依文が長井真琴博士が導師で唱えられ、今は亡きクワン・ドク老師をはじめ数名の殉教者の霊に対し全員起立して黙禱を奉げた。終って岩野文化局長より開会の辞が述べられ、講演に入った。講演は大橋尼よりはじめられ、当日来席した日南ベトナム留學生のマンダラニの師匠にあたる釈曇向老尼が立つて、南ベトナム仏教徒に対するゴ政權の過酷な弾圧の模様をのべ、今後日本仏教徒との親善提携を強く訴え万

場の拍手をあげた。次いで中山局長の詳細に亘る婦朝報告がなされ終って「解放直前直後のサイゴンユエの表情」(ハミリフィルム)が上映され午後八時半頃久保田正文師(全仏国際委員長)の閉会の辞で散会となった。

### 海上自衛隊

#### 滝川練習艦隊司令より礼状

昨年七月十九日東京港を出発し欧州海域へ遠洋航海に向った海上自衛隊練習艦隊は十一月二十五日帰港したが、このほど鈴木錬成師を通じて全仏あてに次のような礼状が寄せられた。

丁度十一月二十五日に練習艦隊は横須賀に入港致しました。ニュースでは比島北方のバリタン海峡と地中海のマルタ島沖で行われた戦没将兵に対する慰霊の状況を伝え、御経及び花輪を海中に投じて英霊を用いた状況は、特に即象的でありました。帰国した幕僚並びに実習員一同の感激も又非常に大きいです。貴台の御誓願は十二分に達せられましたものと信じますと同時に私達一同感謝の言葉を申述べたいと思っております。さぞかし英霊も御満足されましたこと存じます。尚、各方面に亘る御活躍に衷心から敬意を表しますと共に今後共更に海上自衛隊に対しましても倍旧の御支援を賜りますようお願い申し上げます。後略

海上自衛隊練習艦隊司令官  
滝川 孝 司 拝

### 自民党十三回党大会に出席

自民党の第十三回党大会は一月十七日午前十時より東京文京公会堂で華々しく開催されたが、全仏から高階会長代理が出席し敬意を表した。

# 南ベトナムに使用して

国際局長 中山 理 々

私が、南ベトナム問題日本仏教徒協議会の九月三日の緊急総会の決議にもついで、南ベトナムにおける仏教徒弾圧の実状をさぐりゴ・ジンジエム大統領に会って直接仏教徒に対する弾圧中止を要請し、あわせて南ベトナム仏教徒を慰問し激励してくるよう依頼されたのは十月二十一日のことであった。同行する事になったのは、この問題に最初から努力してきた仏教タイムス社の山中君である。

南ベトナム問題日本仏教徒協議会は、問題の国際的性格から、全日本仏教会にまかせたいという意向があったが、十月二十六日の全仏常務理事会でこれを承認したので、私は全日本仏教会を代表して南ベトナムに行くことになった。

私が十月末日に急拠出発することにしたのは、国連調査団と現地で会いたかったこととロッジ大使が十一月早々一旦帰国することとを聞いたので、その前に大使にも会いたかったからである。というのは、ロッジ大使がサイゴンに赴任する直前、私はマンダラニラと東京の某ホテルで、大使と秘密裡に会い、この問題について、協力を依頼していたといきさつがあったからである。私と山中君は、南ベトナム仏教会に贈るべき如意輪観音像やその他の贈り物をもって、十月三十一日の朝羽田を出発した。

(世界仏教徒連盟)本部でブーンバンコックに立ち寄り、WFB

会長からもWFBとしてのベトナム仏教徒問題調査の依頼と承認を得た。

出発前に駐日ベトナム大使からゴ大統領にあてて、十一月一日に



(写真) ゲン首相に会見する中山局長 (右端)

サイゴンに到着することを連絡してもらっているので、私は予定通

クレーダーのおさまった後のことであった。

り十一月一日朝八時半のエアーフランスでサイゴンに向った。サイゴン空港についたのは十時半であった。ホテルに着いて日本大使館に電話で到着した旨連絡をとった。大使館から事務官が私の所に訪ねてくれるというので待っていたが、なかなか来てくれない。サイゴン市に入ってかれこれ数時間後突然の銃砲声を聞いた、これが

ミン將軍の指揮による革命軍のクレーダーであった。

山中君は羽田から送った手荷物がバンコックに到着するのを待つてサイゴンに

来る予定であったが、クレーダーの報を聞き私の生死を心配し荷物のこととはあと回しにして飛んできたのは二日の夕方すなわち

私がクレーダーの直前にサイゴン入りしたということ、しかも大成功裡にクレーダーが終了したということは、全く仏天の加護であった。山中君も私の無事な姿に大変喜んでくれた。

私はクレーダー成功直後の二日の午後、直ちにサロイ寺を訪れたが、すっかり明るさをとりもどした仏教徒たちは、拍手をもって私を迎えてくれた。日本を出発する前にその安否を気づかわれていたトム・ザック比丘、テン・アン比丘、タン・ケン比丘(いづれも日本に留学していた)の元気な姿をみて、手を取りあって喜びあったことである。

私と山中君はサイゴンに滞在中毎日のようにサロイ寺に詣つた。そしてクワン・ダック長老比丘以下七名の焼身供養をした比丘や比丘尼をはじめ、ゴ政権下で犠牲となった仏教徒の慰霊法要を営み、五日にはクワン・ダック比丘が焼身供養した現場に行つて説経した。それは感銘深いひとときであった。その日南ベトナム仏教会の幹部は、われわれのために歓迎の午餐会を催してくれたが、その席上仏教徒がこれまで受けた弾圧、迫害についてのくわしい報告を聞いた。それは想像以上のものであった。誰れもが、カトリックへの改宗を強要され、そして地獄図さながらの拷問が加えられた。しかし南ベトナムの仏教徒は信教の自由の旗じるしを高くかかげ、不惜身命、よく仏法を護持してきた。

丁度この午餐会が終わった直後にロッジ大使夫妻がクレーダー成功のお祝にこられて、私との再会を非常に喜ばれていた。

十一月七日、八日の二日間、今回の仏教徒迫害事件の発端の地ユエ市に行つたが、この時ユエ市民のほとんどが参加したのではないかと思われる七万人以上の祝賀大行列の現場に案内されたが、その参加者には若い男女が中心となつていることにも驚かされた。

この行列に対しカトリック教徒が手榴弾を投げ込み妨害した事件があったので、私達の身を案じ非常に気を使って頂いたことを感謝している。

ユエ市では昨年五月八日に仏旗引きおろし事件の起つた慈曇寺や多くの犠牲者を出したユエ放送局を訪れ、仏教が現に躍動している姿をみる事ができた。私はベトナム仏教のバックボーンがしっかりとしていることを皮膚に感じて感激を新たにせずにはおれなかった。七日の夜は、ユエの靈光寺に泊めてもらったが、われわれの身を案じて泊りに来てくれた仏教青年会の幹部は「カトリック教徒から迫害されたが、われわれは彼等と共に祖国の再建、世界平和のために努力してゆきたい」と卒直な気持を述べていた。

翌八日の早期五時からの勤行に私はお参りした。ベトナムは東南アジアでは唯一の大乗仏教国である。日本と同じ漢訳のお経を用いている。その経本には阿弥陀經と法華經の観音經と般若心經とが各々真言陀羅尼をそえて一巻におさめられていた。ベトナムには日本のような宗派の対立はない。ここでは全一仏教が実現しているのである。私は大変うれしく心強く思った。(八頁四段へ続く)

商業登記法の施行に伴う宗教法人法の一部改正について(通知)

本年七月九日、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)及び商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(昭和三十八年法律第百二十六号。以下整理法と略称する。)が公布されましたが、整理法には別紙抜粋のとおり宗教法人法の一部改正が含まれており、明年四月一日から施行されることとなっておりますのでお知らせします。

なお商業登記法の制定及びそれに伴う宗教法人法一部改正の趣旨改正による宗教法人登記の変更の要点並びに宗教法人所轄庁で留意すべき事項は概ね次のとおりです。又商業登記法第百二十条及び整理法第四十五号の規定に基づき、登記申請書の様式、添付書面、経過措置その他細部についての事項が法務省令で規定されることとなっておりますが、同省令は未だ公布されておりませんので、それらの点については公布になり次第おつてお知らせします。

1、商業登記法の制定及びそれに伴う宗教法人法一部改正の趣旨 商業登記制度を合理化し、商業登記に関する規定を非訟事件手続法から分離して独立法とするため商業登記法が制定され、それに伴つて、会社以外の法人の登記手続に関して非訟事件手続法中の商業登記に関する規定の準用を求め、商業登記法中の相当規定を準用することとする等関係法律に所要の整理が加えられた。その一つとして宗教法人法も一部改正をみたものである。

2、改正による宗教法人登記の変更の要点

(1) 登記事項について

役員は、代表権を有するもの(代表役員、代表役員代務者、清算人)に限ることとなり、従つて責任役員、責任役員代務者は登記事項から除かれる(宗教法人法第五十二条第二項第六号改正)。

役員は、代表権を有するもの(代表役員、代表役員代務者、清算人)に限ることとなり、従つて責任役員、責任役員代務者は登記事項から除かれる(宗教法人法第五十二条第二項第六号改正)。

(2) 主たる事務所を移転した場合の登記について

新所在地における登記は、旧所在地の登記所を経由し(同一登記所の管轄区域内における移転の場合を除く。)かつ申請は旧所在地における登記の申請と同時にしなければならぬ(商業登記法第五十七条準用)。

(3) 合併の場合の登記について

合併に因る解散の登記の申請は、合併後存続する法人又は合併に因り設立する法人を代表すべき者が(合併に因り解散する法人を代表して)行ない。又合併に因り解散する法人の主たる事務所所在地における解散の登記は、存続法人又は新設法人の主たる事務所所在地の登記所を経由しなければならず(但し両者の登記所が同一の場合を除く。)かつ合併に因る設立又は

変更の登記の申請と同時にしなければならぬ(商業登記法第六十九条準用)。

なお合併に因る設立又は変更の登記の申請書には合併に因つて解散する法人の登記簿の謄本の添付(但し両者の登記所が同一の場合を除く。)を要する(宗教法人法第六十三条第四項改正)。

(4) 解散の登記について

法人を代表すべき清算人の申請に係る解散の登記の申請書には、その資格を証する書類を添付しなければならぬ(但し、代表役員又は代表役員代務者が清算人となつた場合を除く。)(商業登記法第六十一条第三項準用)。

(5) その他

①登記申請の却下事由が個別的に列挙された(商業登記法第二十四条準用)。

②従たる事務所所在地における登記の申請については、当事者の出頭及び印鑑の提出を要しない(商業登記法第二十条第三項、第五十六条第一項準用。)(以下次号)

修訂中華大蔵經

台湾から寄贈さる

在中華民国台湾の台北にある、修訂中華大蔵經会から、小田原市在住の蔣君輝氏を通じて全仏へ修訂中華大蔵經第一輯四集、雜刊が送られて来た。全仏では貴重な蔵經でもあり、保管を厳重にし仏教学研究の資料としたいと云つて、過日右大蔵經会及び、蔣氏に対し寧重な礼状を送つた。

十一月十三日までサイゴンに滞在したが、その間、陸軍病院を見舞つて全仏と目録、東本願寺として百ドルの見舞金を贈り、またクイデータの総指揮官として活躍した。仏教徒のデューン・ヴァン・ミン中將や、目黒不動尊のお守りをふところから出して日本仏教徒にメッセージをくれた革命政府の首相ダエン・ゴック・トゥウ氏にも会つた。

さらにロッジ米大使にも会つてそれぞれ感謝の言葉を述べるとともに、今後のことについてもよく依頼しておいた。

十三日の午後にはサロイ寺で聖觀音像の盛大な贈呈式を終り、その夜私はローマにむけて出発した。既に仏教徒弾圧問題が解決した後ではあったが、ユエの仏教青年会幹部の気持をローマ法王に伝え、再びこういう誤ちを犯すことのないよう要請することが私に残された重要な使命だと考えたからである。

私はアノージエー神父にみちびかれて、ローマ法王と面会し、南ベトナム仏教徒に対するゴ政権一族の弾圧の暴挙について実状を報告して、法王の意見を求めたところ、法王は「南ベトナム問題については、ゴ大統領に手紙を出し、電報を打ち、アスタ神父を特使として派遣するなど努めたが、その効があらわれず、私としても残念に思つておいた。今後は世界の各宗教が協力団結しなければならぬ。はるばる日本からベトナム仏教徒のためにおいで下され深く感銘いたしております。南ベトナムおよび日本の仏教徒の方々によりしくお伝え下さい」と述べた。

そして宗教は異つても、手をとって人類の幸福をもたらすよう努力してゆかねばならない、とつけ加えて語つた。

私は帰路インドに立ちより、ラダクリシュナン大統領やネール首相に会つて、アジア教ライ協会の病院建設についての協力を依頼し、かつまた、今年の秋に開催する世界仏教徒会議をインドで主催してくれるように頼み、了解して頂いてきた。

インドよりの帰途サイゴン空港で一時間ほど南ベトナムの仏教会の人達と会つて話したが、今では南ベトナム仏教会は大変明るくなり、寺院の建立や、軍隊布教もできるよになつたと語つていた。紙面がないので、くわしいことは別の機会にゆづることとするがこうして私は大きな使命を果したことを喜んでゐる。

静岡県仏会長の就退任

静岡県仏教会より県仏会長の就退任について左のように報告がありました。(一月十日付) 新会長 松村 寿頭 旧会長 二ノ宮清海 なお県仏事務局は左の通りです。 静岡市踏谷二の一八九 蓮永寺内(会長自坊) 電静岡(一五三六)

全仏 岩本部長のおめでた

全仏組織部長岩本昭典師は二月二日の吉日を期して、自坊の道楽寺(東京都文京区小日向町)に於て佐々木悟山師夫妻の媒約により華燭の典をあげられた。新婦は栗原都代子さん。なお披露宴は同日夜五時から神田学士会館で行われた。全仏総長、各局長部長が出席し師の門出を祝福した。

商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律(抜萃)

(昭和三十八年七月九日法律第二十六号)

(宗教法人法の一部改正)

第二十四条 宗教法人法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。第五十二條等二項第六号を次のように改める。

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
第五十四條中「旧所在地においては二週間以内」を「二週間以内」に改める。  
「新所在地においては三週間以内」を「新所在地においては改める」。

第五十六條を次のように改める  
第五十九條を次のように改める  
第六十二條を次のように改める

第六十三條第一項中「並びに代表役員及び責任役員」を「及び代表権を有する者」に改め、同条第四項中、「変更又は解散」を「又は変更」に、「前三項」を「第一項又は第二項」に改め「証する書類」の下に「並びに合併に因って解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本」を加え、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第六十五條を次のように改める  
(商業登記法の準用)  
第六十五條 商業登記法(昭和三十

十八年法律第二百五号)第二

条から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第十八條まで、第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四號、第二十六條(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七七條から第七十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定は、この章の規定による登記に準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と同法第六十一條第三項中「商法第六十一條第二項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第二項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第二項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と読み替えるものとする。

第六十八條、第六十九條第二項及び第七十條第一項中「登記官吏」を「登記官」に改める。  
(登記官吏等に関する規定の適用)  
第三十九條 他の法令中登記官吏又は供託官吏に関する規定は、登記官又は供託官に関する規定

として適用するものとする。  
第二章 経過措置  
第四十條 商業登記及びこの法律による改正後の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。  
2 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の規定による処分、手続その他の行為は、商業登記法及びこの法律による改正後の法令の適用については、別段の定めがある場合を除き、当該法令の相当規定によつてしたものとみなす。  
(本店移転の登記等)  
第四十三條 この法律の施行前に商業登記法第五十七條第二項、第六十九條第三項若しくは第七十三條第一項又はこれらの規定を準用すれば同時に申請又は嘱託すべき登記の一部について登記の申請又は嘱託があつたときは、それらの登記の手続及び期間については、なお従前の例による。  
(罰則)  
第四十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(省令への委任)  
第四十五條 この章に定めるもののほか、商業登記法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置は、財務省令で定める。  
附 則  
この法律は、商業登記法の施行の日(昭和三十九年四月一日)から施行する。ただし、第七條中商

法第二百十條第四号、第二百八十八條ノ四第二項及び第四百九十八條第一項第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考資料)

(商業登記法制定に伴う) 宗教法人法一部改正の新旧比較

改正  
第五十二條  
六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格  
(.....)  
第五十四條.....二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二條第二項各号に掲げる事項を登記し、.....  
第五十六條 削除  
第五十九條 削除  
第六十二條 削除  
(.....)  
第六十三條 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。  
.....  
2 .....但し、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。  
.....  
3 .....  
4 合併に因る設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は第二項に掲げる書類の外、第三十四條第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併に因って解散する宗教法人(当該登記所の管轄区

域内に事務所があるものを除く)の登記簿の謄本を添えなければならない。  
7 この法律の.....  
(商業登記法の準用)  
第六十五條 商業登記法(昭和三十八年法律第二百五号)第二

条から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第十八條まで、第二十二條から第二十三條まで、第二十四條第一号から第十二号まで及び第十四號、第二十六條(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五條第一項、第五十六條から第五十九條まで、第六十一條第一項及び第三項、第六十六條、第六十八條第二項、第六十九條、第七十條(合名会社の登記)並びに第七七條から第七十條まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定は、この章の規定による登記に準用する。この場合において、同法第五十六條第三項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と同法第六十一條第三項中「商法第六十一條第二項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と、同法第六十一條第三項中「商法第六十二條第二項」とあるのは「宗教法人法第五十二條第二項」と読み替えるものとする。  
(.....)  
第六十八條 登記官は.....  
(.....)  
第六十九條  
2 登記官は.....  
第七十條 登記官は、.....  
現 行  
(設立の登記)  
第五十二條  
(十頁三段へ続く)

# 現代を救うものは宗教

## ヴィヴェーカーナンドア生誕百年記念 宗教青年会議で一致

ヴィヴェーカーナンドア生誕百年記念会（東京都港区芝公園二十四号地・正則学院内）では、一月二十五日午後二時から東京都千代田区神田錦町一〜五の東京天理教館ホールで、神道・キリスト教・新宗教・仏教の各青年団体代表者による「宗教青年会議」が開催された。私は全日本仏教会常務理事として出席した。

この催しは、「あらゆる宗教は真理である」とするスワミ・ヴィヴェーカーナンドアの精神に則り、世界各宗教間の相互理解を目的とするもので、当日は神社青年全国協議会、日本基督教協議会、新日本宗教青年会連盟、全日本仏教青年会の四団体から各十五名ずつ計六十名が参加して、各団体代表二名あて（計八名）の意見発表と、それに基ずいたディスカッションを午後六時すぎまで活発に行なった。

開会式について黙禱、記念会事務局長の今岡信一良氏が挨拶し、ひきつづいて東京大学の玉城康四郎助教が「ヴィヴェーカーナンドアの生涯と思想」と題する講演を行ない、意見発表は、キリスト教青年から秋元勇己、宮田淑子、神道から梶恒夫、木田孝英、新宗連から久保木脩天、三輪和子、全日仏青からは高宮良光、竹田徳二の各氏が「私の信仰と現代社会」と題する共通のテーマで、それぞれ若人らしい清新な意見を発表した。が、いずれも個性にあふれた内容

であると同時に、反面寛容性にとみ、各宗教の相互理解という会議の目的に、十二分にマッチしたものであった。

全体的な印象では、キリスト教青年に、より個性的な内面的信仰の深さが感ぜられ、神道には伝統への敬虔な態度、新宗教に素朴な現実性と生きた活動性、仏教には普遍的寛容性と同時に、沈滞せる教界の現状から脱皮して広い視野にめざめよ……というほげしい情熱がみられたが、それぞれニュアンスのちがいはあっても、現代社会に特微づけられる「自己疎外」と「主体性の喪失」に対する真剣な反省と、これに対応する「真実の救い」は宗教以外にはない……という点で、期せずして一致するものがみられたことは大きな成果であった。

この種の会議は、自らの信仰を深めると同時に、他宗教への無理解からくる有害無益な派閥意識を是正し世界宗教へ革新的な行動を行う意味からも、機会あるごとに度々催されることが望ましい。

（全仏常務理事・国際局長  
中山理々）

**印度独立記念レセプションに出席**  
駐日インド大使館（ラルヂ・メロトラ大使）では一月二十六日午前十時半から、東京九段の大使館邸でインド共和国独立記念レセプションを開催した。全仏から中山国際局長が出席した。

- 2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。  
六 代表役員及び責任役員の名及び住所
- （事務所の移転の登記）  
第五十四条 宗教法人が主たる事務所を移転したときは、旧所在地において二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記し……（代務者の登記）  
第五十六条 代務者が就任したときは、その就任の日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、代務者の氏名及び住所を登記しなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の規定により登記した事項に変更を生じた場合に準用する。  
（清算人の登記）  
第五十九条 清算人が就任したときは、その就任の日から、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。
- 3 第五十五条の規定は、前項の規定により登記した事項に変更を生じた場合に準用する。  
（登記の申請人）  
第六十二条、第五十二条から第五十七条までの規定による登記は、代表役員又はその代務者の申請により、第五十八条から第六十条までの規定による登記は、清算人の申請によってする。但し、宗教法人が第四十三条第二

- 項第四号又は第五号に掲げる事由に因って解散した場合における解散の登記は、当該所轄庁又は裁判所の嘱託によってする。  
（登記申請の添附書類）  
第六十三条 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本並びに代表役員の資格を証する書類を添えなければならない。
- 2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。但し、代表役員、責任役員、代務者又は清算人の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。
- 3 ……………
- 4 合併に因る設立、変更又は解散の登記の申請書には、前三項に掲げる書類の外、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。
- 5 代務者の就任の登記の申請書には、代務者の資格を証する書類を添えなければならない。
- 6 清算人の就任の登記の申請書には代表役員又はその代務者が清算人でない場合には、清算人の資格を証する書類を添えなければならない。
- 7 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証明がある認証の謄本を添えなければならない。

三十九条の二、第四百二十二条から百五十一条の六まで及び第五百四十四条から第五百七十七条までの規定（商業登記に関する通則は、この章の規定による登記に準用する）  
第二節 礼拝用建物及び較地の登記  
（登記事項）  
第六十八条 登記官吏は、前条第一項の規定による申請があったときは、……（礼拝の用途廃止に因る登記の抹消）  
第六十九条  
2 登記官吏は、……（所有権の移転に因る登記の抹消）  
第七十条 登記官吏は、……

**韓国から親善のメッセーヂ**  
全仏国際局へ次のような親善のメッセーヂが韓国曹溪宗総務院長金法高師から寄せられた。  
 扁依三宝。仏天の加護の下に貴会が益々御隆盛の事をお慶び申し上げます。大韓仏教曹溪宗総務院長は貴会の不断の御助力により浄化運動を完遂し、今正に総合宗団として新使命完遂途上に置かれておる事を幸いとすものであります。また貴会より毎月定期的に恵送される全仏通信紙を拝受のたびに感謝の念を新たに致します。  
 新年を迎え、旧来に増して友好が増進されんことを祈りつつ、貴会の御繁栄を念じます。  
 一九六三年十二月二十日  
 大韓仏教曹溪宗総務院長  
 金 法 高 竜  
 全日本仏教会御中

# 沖繩戦没者供養塔

## 高野山に建立

### 高野山大学伝道団が発起

沖繩の石材を使って、高野山に沖繩戦没者供養塔を建てるため昨年十二月廿四日沖繩へ向った高野山大学伝道部長高田仁寛助教授と、同大学の学生九名が一月七日ひめゆり丸で鹿児島港に帰って来たが、同助教授の話で供養塔建立の計画が明らかにされた。

沖繩戦では、軍人、軍属、学童一般住民など計十八万人の戦没者を出したが、最近沖繩現地で各所に供養塔が建立されているのに、本土には一つも供養塔がない。一

昨年高野山大学の沖繩伝道団が現地の戦跡を巡って、百二十柱の遺骨を取集、琉球政府からその分骨を受けたのを機会に、高野山に沖繩戦没者の供養塔を建立しようとの発起人が生まれ、一月中旬後援者の毎日新聞大阪本社で正式に発起人が発足することになった。

計画されている供養塔は、高野山の敷地、八十三平方メートルに建立されるもので、沖繩から運んだ石材を使い、高さ約三メートルのもの。経費は沖繩出身の財界人や、各県遺族会、沖繩県人会などで、工費二万二千二百円を募金する予定と云う。(南方同胞援護会発行「南と北」より)

豊山派の印度仏跡巡拝団出発  
真言宗豊山派(平林育高総長)では、かねてから印度仏跡巡拝団

の派遣を考慮中であつたが、このほど小野塚潤澄師(同宗派庶務部長)を団長とする十五名の代表団を派遣することに決まった。

一行は一月十一日十二時三十分羽田空港発のインド航空機で一路カルカッタへ向つた。カルカッタからバトナまで航空機で向い、ガヤ、ベナレス、ルンビニー等の仏跡を経てデリーへ至り、其処からアヂヤンタ、エロラ等の遺跡を廻

◎ 浄土真宗本願寺派山科西別院では、同地が京都市の近郊である関係上、最近市公営の住宅、アパートをはじめ一般住宅が増えている状況に対し、都市開教の手始めとして、ポイスカウ

### 仏教界 ニューズ

◎ 浄土宗では十月二十一日の教区長会議で全寺院の等級審査をするためその所得調査に着手することになった

◎ 臨済宗妙心寺派花園会の三十七年度事業は、各教区における花園会地方大会、学生在錫・在校者調査・育英費交付・花園会第一回本部大会等が主なるものであつたが、三十九年度予算案では出版・伝道費に重点を置き、花園会員の会報を刊行することになった。

り、ボンベイからバンコック、香港台北、沖繩等を経て二月二日午後七時廿二分羽田着のノースウエスト機にて帰国する予定。

### 豊山派代表団の動向

#### 入竺第一報

なお真言宗豊山派代表団(小野塚潤澄団長)からのほど全仏国際局へ第一信がとどいた。

渡印に際しましては色々と御芳情賜り有難う存じました。私共一行がカルカッタのダムダム空港に着きましたところ、遇々イスラム教と回教の紛争があり、街中不穏な空気につつまれ吃驚しましたが以後は日程通り仏跡を巡拝しつつ

◎ 本門仏立宗の十月臨宗会で、韓国在住の旧信徒たちによって京城に鶴松寺建立の機運が高まってきたのでそのため同宗が現地調査に乗り出すことになった。

◎ 金剛内局の発足で積極化した曹洞宗の宗門護持会の組織化については、このほど永平寺で開かれた檀信徒中央集会でも中心議題として取り上げられ、寺院護持会との有機的な連携により具体的に推進することになり、次の様な決定を見た。①寺院護持会は昭和三十八年度中に八パーセント達成届出を推進する。②宗門護持会は寺院護持会を基盤とし、それを手足とした全国連合会的なものに育てる。③宗門護持会の協賛金檀徒一戸二百円の拠出は三十九、四十年度に完納する。④協賛金は宗門護持会の基本金として積立て、その利子を宗門子弟の育英基金にもっと多く充当する。

感激の念一入のものがあります。ネパールのルンビニーには日本から贈られた誕生仏が堂の中央に安置され香の絶え間がありません。団長以下全員元気一杯、明日はクシナガラへ向います。一月十六日夜半  
ゴラクブルで  
岩脇 宏 信

三重県の南端黒潮おどる尾鷲から巡航船で三十分、陸ではあるが、道路はなく、荒天ともなれば船は二、三日欠航し、郵便新聞は来なくなり、停電すると太古の生活になる、野菜は遠く松阪市より

### わが町

打たれたら又工夫精進して出直そうと、一生懸命に問題に取り組み、積極的に、漁業会農業会その他町の総会に出席し、御意見に耳を傾け、是と信じ将来の大計と考えた時は反対者があつても、発表する然し決して指導者ぶつたりし

## 私はこうして 布教している

牧 野 俊 雄  
(三重県曹洞宗普濟寺住職)

運ばれてくる文字通りの陸の孤島、全村一字、最近尾鷲市に合併した須賀利町、純粹の漁村である

### 二本の柱

威儀のみを整えてみても、我が身につかぬものは他を説得出来ぬと悟り、住職になった昭和三十五年より修証義を徹底的に研究し拝読し、それによって宗意の安心をみ信仰の第一歩をつかんだ。

四季それぞれの花を植え、一步を寺内にいれた者に美しいという声を出して貰うことに成功した。

上を向いて歩く  
諺に「出る杭は打たれる」「出る釘は打たれる」と賢い人は又世渡りの上手な方は先走ったことはなさらないが、出て打たれてもよいと考へ、何事によらず前向の姿勢をとっている。

太鼓もち宗旨論にはまけていずどんな職業であろうと自分の信じ仰いでいる宗旨には強い態度自信をもっている。之が必要であり之が私の方針である。  
(十二頁へつづく)

